

集合住宅ごみ集積所における責任者・代表者の選出基準

(目的)

この基準は、集合住宅ごみ集積所利用者を登録するにあたり、責任者、代表者の選出に基準を設けることで、責任ある対応を求め、集合住宅における分別排出、集積所の自主管理を促進する。

(責務)

集合住宅ごみ集積所利用者は全てが分別排出、及び集積所管理の義務を負うが、集合住宅のオーナー、管理会社等においても集積所管理等を指導する義務を負う。

(選出)

ごみ集積所責任者及び代表者は、集積所利用者の中から選出することを原則とする。ただし、集積所利用者の中から選出しがたいときは、次の各号の何れかによるものとする。

- ①住宅の管理人をあてる。
- ②住宅の管理人ではなく、ごみ関係の世話人を雇用しあてる。
- ③住宅の管理会社、オーナーから選出。ただし、住宅管理会社から選出する場合は、当該住宅を管理する担当者とする。

(補則)

この基準は、平成10年4月1日より適用する。